

日 新 東 京 刊	NO. 3787	2005年3月3日(木)
	日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
	03-5690-2847	内線 4163

不払い残業の実態調査結果が明らかに ＝全国で約57,600人、追給額約32億円＝

全局所における超過勤務手当支給対象職員に対し、昨年10月1日から12月31日までの時間外勤務の実態調査が実施されましたが、その調査結果について本社から本部に情報提供がありました。

今回の調査の結果、全国で57,574人、追給額が約32億444万9千円にのぼる不払い残業が判明。該当者には2月18日に必要な追給措置を行わせたとのことです（JPU本部『U-I-NET』2/22付）。

JPUは、賃金不払い残業は、労基法違反であり、抜本的解決に向けた強い指導と具体的改善策の策定を求め、交渉を積み上げてきました。H16年度からは、勤務時間の適性管理の状況を管理者の人事評価の際の観察ポイントとし、更に適性管理に向けた強い再指導文書を発出させ、この中には、超勤の事前発令等のルールの徹底、適切な業務計画及び業務指示、超勤原資に不足が生じた場合の対処方法等を明記させ、不払い残業の防止徹底をはからせることとしてきました。本部は過去1年間の「勤務時間管理に関する実態調査」を行うべきと強く提起し、調査対象期間は3ヵ月間に圧縮されたが、全局所での調査の実施、判明した場合は追給措置を行わせることとしてきた経過にあります。あわせて、H17年1月1日以降、労働基準監督官の指摘等による不払い残業が判明した場合は、当該局所の管理者に対して「懲戒処分等」の厳正な措置を行うことにもさせてきました。

【裏面に続く】

ゆうメイトの皆さんへ

新東京局の職員代表選出の意思表示を！

2005(平成17)年度 3 6 協定等の締結を行います

4月から新年度を迎えますが、平成17年4月から平成18年3月迄の1年間、労働基準法に基づき、「時間外及び休日労働」に関する協定(第36条第1項)、「賃金の支払いの一部控除」に関する協定(第24条第1項)を、労働者の過半数を組織する労働組合、あるいは、過半数を代表する者が、局と締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。

新東京郵便局では、職員(本務者)の圧倒的多数である7割を超える仲間が加入する日本郵政公社労働組合(JPU)が、「責任組合」として活動を展開していますが、現在、JPU新東京郵便局支部の秋山支部長が、ゆうメイトの皆さん方を含めた新東京に働く職員・労働者の代表として、協定を締結することについて、信任を求めています。

また、労働基準法に基づく「就業規則の意見聴取」(第90条第1項)、労働安全衛生法に基づく「安全衛生委員の選出手続き」についても同じく、JPUの秋山支部長が、新東京に働く職員・労働者代表として、意見表明及び選出することについても、同時に信任を求めていますので、意思表示をよろしくお願いいたします。

【表面より続く】 先に行われた第120回中央委員会における本部答弁では、今後、実態調査の詳細な分析等を示すよう求めていくとともに、中央・地方における「時間外労働のあり方に関する労使委員会」を開催し、適正な勤務時間管理のシステム化、責任体制の明確化とチェック体制の確立等、より厳格な仕組みを作り上げるべく交渉を強化していくと考え方を明らかにしています。

新東京

NO. 2789

2005年
2月7日(月)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

青年部主催 「冬レク in 北海道」

2年振りに復活！

青年部主催「冬レク in 北海道」が、2月20日～22日の2泊3日で行われました。

昨年の大阪の評判がイマイチ？ という事も考慮し、青年部長会議で何度も話し合った結果、復活する事となりました。

1日目は、13時過ぎにホテルに到着し、天候不良のためスキー場が全てクローズしたので、滑りたかった人には残念でしたが、夕食まで全員フリーで、夕食はキリンビール園で、参加者全員で食べました。飲み放題はもちろんジ

ンギスカン・寿司の食べ放題、そして、青年部恒例の抽選会もあり、大いに盛り上がり、中締めとして、2特分会の「男・M下」さんの締めをかわきりに、それぞれの長い夜がはじまりました。

2日目は、スキーに行く人は行き、それ以外の人は、終日フリーでした。

スキー場はキロロスキー場で、ホテル出発7時と朝早く中（スキー参加者のほとんどが朝帰り？ なのに）、誰一人遅れることなく時間通り

（裏面につづく）

に出発できたそうです。

ただ、スキー場は開いていたものの、吹雪いていたため、ゴンドラがストップして、頂上までは行けず、下の方でしか滑れなかったそうです。

スキーに参加された方は少し消化不良だったのではないのでしょうか？(残念！)

夕食は、各分会で、寿司やカニなど北海道の味覚を大いに満喫し、ほろ酔い加減で北海道のラストナイトを各々楽しんでいただけないでしょうか！

今年も参加者に話を聞けばいろいろおもしろい話が聞

けるかも？

最終日は、一昨年好評だった登別温泉で昼食&温泉三昧で、二日間の疲れを癒し、道産市場や空港でおみやげを買い、東京に帰って来ました。

ちなみに、今回は、深夜勤導入後初の泊まりのレクにも関わらず、30人も参加がありました。

家族や女性の参加もあり、今までとは少し違った北海道レ

クができたと思います。

怪我や事故もなく、大成功！

これからも青年部は、いろいろなレクを企画し、組合を活性化していきたいと思えます。

(2普 K・K)



何とか定年まで

働ける職場に

の代表が言

一〇〇回中央委員会

地域区分局に勤務する支部書記
長としての立場から発言する。

非常勤・短時間職員の完全確保
なくしては業務全体が回らない。

小包委託業者撤退の要因に小包
の三日間連続持ち出しがある。東
京は昼間帯の不在が多く、地域事
情を加味した施策への打ち直しを。

賃金はもとより労働条件全体の大
幅な処遇改善は急を要する。現在
取りまとめている職場要求に基づ
いた本部の交渉に大いに期待。

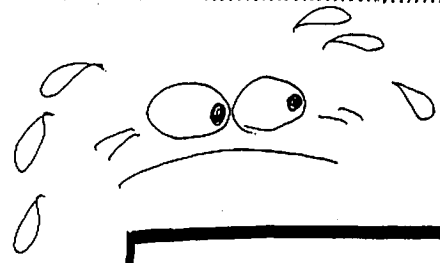
東京では、半数を上回る局で36
協定の再締結を余儀なくされ、時
間数も大幅な時間増で結び直して
いる。業務量と要員のミスマッチ
は疑いない。特に経理・計画部門
は大幅な負担軽減が必要。来年度
の年間36協定締結の時間数と合わ
せ、本部の考え方を示せ。

深夜勤務の改善に向けた交渉に
改めて感謝する。しかし、現場で
の実感は薄い。実際に4連続深夜
勤に勤務すると、かなりの疲労感
が残り、組合業務にも影響が出る。
退職者も出ているが、年配者には



東京
勝沼 和栄

発言要旨



一定の基準を設けて個別に回数制限を施すなど、何とか定年まで働ける職場にしていたきたい。また4連続深夜勤に支給される手当は2回連続から支給となるようさらなる本部の頑張りをお願いする。

本部答弁



政策部長

竹内 法心

郵便事業における効率的な服務方法の見直し（勤務時間の見直し）は、アフターフォロー要求書を提出し、12月2日に整理した。その中で処遇改善も求めたが、深夜勤に関わる手当の支給状況はほぼ想定通りであり、現時点での

引き上げは難しいとの公社見解が示されている。本部は、今後も支給状況を注視し、年度末での検証を行っていくこととする。

2連続でも連続加算をとの意見もあったが、連続加算は4連続40時間に対するプレミアであり、本部としても7日間で4連続の範疇まで手当対象を拡大したことについて理解願いたい。

深夜勤回数は、職員の健康保持の観点から、公社として今後も必要な配慮を行うとしている。本部としても、今後も必要な改善は求めていく。

日 刊

新東京

NO. 3794

2005年
3月15日(火)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

「聖域なき改革」と

「意識・文化の改革」

【生田総裁からのメッセージを読んで】

『日本郵政公社で働くすべての職員の皆さんへ』と題する二月二一日付の生田総裁からのメッセージが、通用門脇掲示板や計理室付近に張り出されている。

内容は、《アクションプラン

フェーズ1を振り返って》《アクションプラン・フェーズ2の課題》《日本郵政公社と郵便局の未来》の3部の構成で書かれている。

このメッセージは、二〇〇三年からのアクションプラン二年

間分の公社として、公社総裁としての総括であり、また、これからはじまる今後二年間の公社経営方針なのだと考えます。

私達JPUは、第120回中央委員会を二月一六日〜一七日に開催して、今後正念場を迎える郵政民営化問題、二〇〇五春季生活闘争、さらには公社経営への対応などを中心に議論をし総括をしていきました。

とりわけ、大きく労働条件に関わる「深夜勤問題」については、何とか定年まで働ける職場を目指し東京全体で合意を得て、中央委員会の場で発言してきました。



しかしながら、全国的な支持は得られず、具体的な改善には至りませんでした。この件については、健康問題等について今後とも求めていきます。

それで：公社総裁のメッセージを読んでみると：「ふむふむと同意をし、うなずける部分と、総裁の思い描いている郵便局像と実際に働いている私たちの思いとのギャップの大きさ、あまりの多さにギョツとし、苛立ちを感じるのはわたくしだけでしょうか。



その中のひとつに「聖域なき改革」と、誰かのキャッチフレーズかと思うところでは、痛みの分かち合いだ、ということ現場労働者は減らしに減らされ続けまし

た。

では、管理者等の人数はどのくらい減らされてきたのか？ 特定局制度の問題についてはどうなっているのか？

「意識・文化の改革」も変わりつつある部分もあるにはあるが、総裁自信が認めるように、上意下達、縦割思考、中央集権的発想、指示待ちの文化は、いまだに頑固に払拭されていない。

たとえば、他課応援にしても、自課の業務状況を勘案することなく「部長の命令だから」と平然と開き直る課長がいる。

また、「業務命令に従わなければ辞めてもらってもいいんだ」などと、おどしとも強要ともとれることを平気で言う課長がまだにいる。

このような例を挙げたらキリがない……。

今後、労使の様々なチャンネルで議論がされていくと思いますが、お互いの持ち場での説明責任が求められていくだろう。せめて、自分の言葉で説明していくことが、必要なのではないだろうか。

◇支部の予定◇

名称. 支部労使推進委員会
とき. 3月18日
議題. アクションプラン
時間. 午前

名称. 支部執行委員会
とき. 3月18日
議題. アクションプラン・組拡
時間. 午後

郵政民営化準備室の試算に対する考察

－ 民営化準備室の描く絵空事 －

1. 試算の概要

1. 郵政民営化準備室は、3月3日に開催された政府－自民党の検討委員会の会合で、民営化10年後の2017年以降、郵便、貯金、保険、窓口の四社を合わせた税引き前利益の試算数値を示した。民営化準備室では前回の2月24日の会合で2016年までの移行期間中に年間1兆円の利益が出るとの試算を示しており、今回は2017年以降の経営見通しも示したものの。
2. 3日に示された試算によれば、2017年から2021年の5年間平均の四社税引き前利益として、新規業務等を10割達成した場合は9,300億円、新規業務等を5割達成した場合は6,300億円、新規業務を行わなかった場合でも3,300億円を見込めるとした。

そして試算の前提となる新規業務等の利益として次の数値(10割達成の場合)を示した。

[郵便]	国際展開	200
	業務の効率化	300
[貯金]	資金運用の多角化	3,200
[保険]	第三分野、限度額撤廃	50
[窓口]	貯金・保険からの手数料	1,000
	株式仲介、投資信託等	850
	資産活用	250
	物品販売	200

(単位:億円)

* 主な想定条件

- 郵便 ・中長期的には郵便会社の売上高の約2割を国際業務による。利益率5%。
 ・JPSによる業務改善を集配局4800局で横展開。生産性10%向上。
- 貯金 ・信用リスクをとる業務を拡大し、貸付残高35兆円。
- 保険 ・新規保険の約3割が第三分野、限度額撤廃により新規保険料1割アップ。
- 窓口 ・株式仲介を4800集配局で取扱い、1店舗700万円の手数料収入。
 ・投資信託を4800集配局で取扱い、1店舗1300万円の手数料収入。
 ・生命保険を普通局1300局で取扱い、1店舗900万の手数料収入。
 ・変額保険を普通局1300局取扱い、1店舗1000万円の手数料収入。
 ・損害保険を普通局1300局で取扱い、1店舗500万円の手数料収入。
 ・資産活用として東京中央、大阪中央局を高層ビル化、オフィス賃貸等。
 ・物販として集配普通局1300局で24H営業、1店舗の販売額2億円。
 ・住宅リフォーム仲介を普通局1300局で実施、1店舗70万円の手数料。

II、試算に対する考察

1. これらの数値は、政府として郵政民営化によるバラ色の将来を印象づけ、4分社化に世論誘導するための「粉飾された数値」と言わざるを得ない。

例えば、

- (1) 新規業務を羅列しているが、それらを実施展開できるまでのプロセスや投資額、人的コスト等が全く明らかにされていないこと、
- (2) そもそも郵便会社、窓口会社が市場で自立できるかどうかの自己資本充足が不明であること、
- (3) 国際物流の利益200億円(利益率5%)について既存の民間会社の利益水準(日通で3%)からみて妥当か、
- (4) 貯金の融資残高35兆円について、現在の第二地銀全体の貸出金残高が40兆円規模であることからみて妥当か、
- (5) コンビニ経営等の物品販売で200億円を見込んでいるが、果たして局舎スペースで1300局も展開可能か(公社は100局程度と推定)、またセブン・イレブンの利益率7.2%と比べて新会社9%の利益率は現実的か、
- (6) それぞれ新規業務に進出した場合の市場シェアを大手、あるいは準大手並に確保できるとしているが果たして妥当か、

などの問題点を指摘できる。ほとんどが単なる可能性のレベルでとりまとめた空理空論である。

2. 3日の検討委員会では当然のごとく自民党サイドからこれらの試算数値に対する批判が相次ぎ、了解することにはならなかった。今週以降も引き続き政府—自民党の検討委員会が開催される。また、3月4日に開催された民主党の郵政改革調査会でも民営化準備室から同様の試算数値が説明されたが全員納得せず、次回の調査会で改めて詳細な議論を行うこととした。

なお、郵政公社はこの試算について3日に、「机上の可能性を描いたものであり、経営者の感覚からすれば実現の可能性は乏しいもの」とし、準備室に対しあらためて「民営化当初からの経営の自由度の付与」と「市場の信頼を受けうる自己資本の確保が必要」とのコメントを発表した。

日 刊	新東京	No. 3798	2005年3月22日(火)
		日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
		03-5690-2847	内線 4163

窓口課の悲鳴は聞こえているか

郵便窓口課の職員は58名(含集荷・申請)いますが、そのうち窓口業務(カウンター業務、私書箱業務、電子内容証明処理業務)に携わる職員はわずか24名しかいません。そのうちカウンター業務のできる職員は18名に限られてしまい、現在、年休処理等で稼働が出ない状況が続き、もはや窓口課は綱渡り状態から破綻へと向かいつつあります。

佐川急便がらみでゆうメイトが若干補充されても焼け石に水で、大量の郵便物は引受検査にも、ゆうメイトの食事や休息にも影響を与えています。また、深(新)夜勤のゆうメイトについては未だに欠員の補充がされていません。当局が窓口の実態をどのくらい把握しているのかはなほだ疑問に思います。日勤の超勤は当たり前。八割勤務者が帰ったあとの電内室はほったらかし。夜勤カウンターは唯一休めるのが食事の45分のみ(総務主任によっては窓口の混雑状況によって30分ほどで切り上げる人もいます)。夕方からトラックが列を作り(5、6台は日常茶飯事で客同士のトラブルも発生)、お客の応対で勤務時間が過ぎてても今だに10分ほどの超過はサービスになっています。また、病気などで突発欠務が出ればその日に電話で廃休・マル超の依頼です。年休など取れる状態ではありません。この現状で4月はさらに2名の職員が減ることになっているのです。郵便窓口課に入ってくる物量に対し、余裕のない要員配置でどれだけ正確に仕事をこなし、質の高いサービスを提供しろと言うのでしょうか。これは窓口課だけではなく、新東京郵便局全ての課において言えることです。ただ人を減らすだけのJPSなら笑止です。

カウンター後方においてパソコンに差出票の情報入力をしてきている夜勤のゆうメイトさんが一人いますが、要員不足によるしわ寄せがこのゆうメイトさんにも直撃しています。彼女は自ら食事時間をずらし、しかも早めに切り上げ、休息も取りません。私たち職員のために、体調の悪いときも薬を飲んで局に出てきました。彼女に補助要員が付いてもすぐに辞めてしまう現状に、このままでは体が持ちませんと課長に涙で訴えた彼女の叫びを当局はどう思っているのでしょうか。(投稿)

日 刊	新 東 京	NO 3799	2005年 3月23日(水)
		日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
		03-5690-2847	内線 4163

— 春季生活闘争情報 —

3月10日、本部は2005年総合的労働条件改善に関する要求書を下記のとおり提出しました

記

1. 賃金水準、一時金の改善について

- (1) JPU 労働者の生活を防衛するため、賃金水準の維持・改善を図ること。
- (2) 一時金の改善を図ること。
- (3) 具体的には、別途「賃金水準・一時金の改善にむけた要求書」を提出するので、誠意ある交渉対応を要請する。

2. 不払い残業撲滅に向けた改善要求

- (1) 昨年未実施した勤務時間調査結果をもとに、不払い残業撲滅に向けた労使委員会を中央及び地方並びに支部段階等で早急に開催すること。とりわけ、現場段階の意識改革に向けた実行ある委員会とすること。
- (2) 不払い残業を防止するため、超過勤務に係わる勤務時間管理を徹底すること。
- (3) 適正な勤務時間管理にむけてこれまで行ってきた各種施策の評価と問題点を検証するとともに、責任体制の明確かとチェック体制の確立など、「基本に立ち返った4時間前発令の厳守」等を含め厳正な勤務時間管理の仕組みを構築すること。

3. 総労働時間短縮に関する要求

- (1) 年間総労働時間 1800 時間達成にむけ、労働時間短縮の施策を実施すること。
- (2) 時間外労働の支給割合を引き上げること。
 - ① 超過勤務手当の割増率を 100 分の 150 に引き上げること。
 - ② 深夜労働については、100 分の 200 とすること。
 - ③ 休日労働の割増率も連動して 100 分の 150, 100 分の 200 とすること。
- (3) 年次有給休暇の完全取得を促進するための施策を講じること。

4. 各種休暇に関する要求

自己実現や社会貢献を促進するための施策をこうじること。

5. 仕事と家庭の両立支援実現に向けた改善要求

- (1) 実効ある両立支援策を推進するため周知の徹底を図ること。
- (2) 育児・介護休業等を取得しやすい環境整備の徹底を図ること。
- ① 育児・介護等に関する相談体制の強化を図ること。
- ② 育児・介護休業取得者が安心して現場復帰できる環境整備を図ること。
- (3) 男女共同参画に向けた一層の意識啓発を図るために、セクシャルハラスメント防止の徹底をに向けた取り組みと、男女参画推進労使懇談会を活用した意見交換の充実を図ること。
- (4) 育児・介護を行う職員に早出遅出出勤を設けること。
- (5) 部分休業の拡充策として、現行3歳を小学校始期まで拡大を図ること。また、1週間分の部分休業を累積できるような弾力的な運用を可能とすること。
- (6) 子供の看護休暇の弾力化を図り、5日の範囲内で時間取得分を累積可能なものとする。
- (7) 男性の育児休業特別休暇を創設すること。
- (8) 育児休業は3歳までとなっているが、現行1歳までとなっている職員の申し出による掛金免除並びに育児休業手当金の拡充を図ること。
- (9) 育児休業、介護休暇及び子の介護休暇については、早期に非常勤職員へも適用すること。

6. 短時間職員に関する改善

- (1) 現行、無休になっている妊産婦検診、通勤緩和措置、産前産後休暇、配偶者の出産休暇、育児時間、子の看護休暇について有給休暇とすこと。
- (2) 仕事と家庭の両立支援促進策として、当該職員に対しても育児休業、介護休暇及び子の看護休暇の対象とすること。

7. 非常勤職員

- (1) 非常勤職員が事業運営に欠かせない存在となっており、雇用確保が困難な地域は賃金単価をアップ、評価体制の充実、スキル認定基準のあり方、雇用制度改善による安定雇用等、安定的な雇用確保に向け積極策を打ち出すこと。
- (2) 長期雇用の非常勤職員については、「日々雇用」を改め、評価期間である6ヶ月を最低の予定雇用期間として、雇用保障等の制度改善を図ること。

作業日報、書いていますか？

いろいろな分担の仕事を手伝うなど、よく動く人ほど、きちんと書くのが難しいと思いますが、完璧なものにはほど遠くても、それなりに書いて、出しているという人が多いものと思います。

結構面倒くさいものですが、どうやら、提出率は悪くないようです。

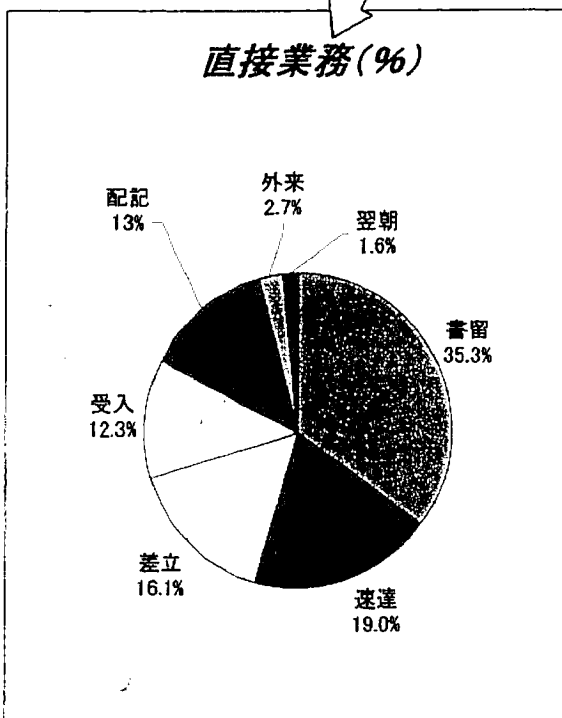
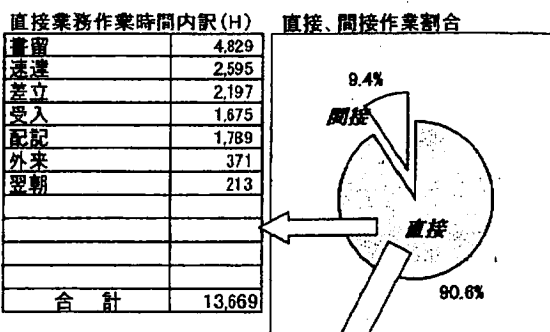
さて、右の図が、計理室の前に、この度掲示されたものです。

12月の特殊部のものです。

右の図は、掲示物の中から、ひとつの課のグラフだけを抜き出してきたものですが、実際は、1枚の紙に、第1・2・3特殊郵便課の同様のグラフが3つ並んで、カラーで印刷されています。

JPSは、われわれが提出した作業日報をもとに、このような集計をしました。

(裏面に続く)



これによると、直接作業が90.6%、間接作業が9.4% なんだそうです。……何が直接で、何が間接なのかはわからないけど。

そして、その直接作業の時間のうち、35.3% は書留を、19.0% は速達を、13% は配達記録を処理するのに費やしているそうです。

差し立てには16.1% の時間を、受け入れには12.3% の時間を費やしているそうです。

だから、何？

この他に、書留郵便物などの処理物数をグラフにしたものも提示されていますが、どちらにしても、集計したものをグラフにしただけのものです。

だからどうしろというのか、そういう事は一切述べられていません。

これでは、ただ集計を取って、遊んでいるようにしか見えません。

何の役にも立たないことをしているようにしか見えません。

これなら、「サッカー ジーコ JAPAN の時間別得点数」とか、「野球 読売巨人軍 イニング・アウトカウント別得点数」とかを集計した方が、楽しめる人がいる分だけでも有意義のような気がしますが……。

職員・ゆうメイトの全員に、作業日報などという面倒くさい作業をさせているのだから、何らかの成果を期待したいものです。

そうすれば、職場から「こんなの無駄だよな」という声もなくなると思いますが……

(投稿)

日 新 東 京 刊	NO. 3801	2005年 3月25日(金)
	日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
	03-5690-2847	内線 4163

年休を取得した場合の賃金の取り扱いについて

すべての勤務が『深夜割増賃金』の支給対象となる非常勤職員又は、すべての勤務が『早朝・夜間割増賃金』の支給対象となる非常勤職員が年次有給休暇を取得した場合の賃金の取り扱いについて、JPUとして問題提起し整理しましたのでお知らせ致します。

新東京の場合、11・12勤、深夜勤、夜勤の非常勤で年休と特別休暇を取得していた方が対象です。

1.年休又は特別休暇を取得した場合、現行支払われていなかった

①『深夜割増100分の50』

※11・12勤・深夜勤

②『早朝・夜間割増賃金100分の20』

※11・12勤、深夜勤、夜勤

の手当を支払われることと整理しました。

2.整理実施日は17年4月1日から

3.追加支給は5年間に遡り支給

支給日は17年6月17日以降準備出来次第

注.対象となる時間帯のなかで、休息時間は支払い対象として有効ですが、休憩時間については対象外です。

すでに、退職している該当者については、連絡可能な部分について追加支給をされます。

その他、詳細については支部役員まで！

労働基準法第39条 休暇は有給とする

【解説】休暇は有給とすると定めている。賃金を失うことなく労働者が安心して休養することができるようにするという趣旨。「通常の出勤をしたものとして取り扱えば足りる」とされている。給与を減額しない、賃金カットをしないこととして取り扱われる。

労金からのお知らせです

有担保ローンの優遇制度につきましては、固定金利選択型3年ものの優遇幅を拡大する(2004年6月)など、これまで会員組合員の皆様にご利用いただきやすいよう改善を図ってまいりました。2005年度につきましては、現行制度を継続するとともに、新たに別枠で非課税財形のご契約者を対象とした「特別優遇項目」を設け、更に優遇幅の拡大を図ることとなりました。

また、既往融資の再特約時の優遇制度についても大幅に見直しを行い、借入全期間について優遇金利を適用することとなりました。

なお、「特別優遇項目」については、2005年3月1日(火)より前倒しで取扱いを開始いたします。

1. 「有担保ローン特別個人金利優遇制度」の改定

(1) 現行優遇制度の継続

対 象	優 遇 項 目	優 遇 基 準	優 遇 幅
固定選択 3・5・10 年 変動金利型(当初5年)	① 給与振込指定 ② 公共料金2種目以上	①～④のうち 2～3項目該当	▲ 0.450%
	③ 財形貯蓄またはエース預金 ④ マイプラン契約	①～④の 4項目全て該当	▲ 0.650%
固 定 選 択 3 年	⑤ 勤続年数5年以上 ⑥ 住宅ローン返済比率30%以下 ⑦ 給振月額10万円以上指定	①～⑦の 7項目全て該当	▲ 0.850%

(2) 「特別優遇項目」の新設

固定選択 3・5・10 年 変動金利型(当初5年)	非課税財形(住宅財形・年金財形)契約3年以上	▲ 0.200%
------------------------------	------------------------	----------

※ 「特別優遇項目」は現行の優遇制度とは別枠で適用できます。最大優遇幅は、「固定金利選択型3年もの」で▲1.050%、「固定金利選択型5・10年もの」・「変動金利型」は▲0.850%となります。

(3) 取扱期間 2005年3月1日(火) ～ 2006年3月31日(金)

日 刊	新 東 京	NO 3803	2005年 3月29日(火)
		日本郵政公社労働組合 新東京支部 編集委員会	
		03-5690-2847	内線 4163

平成17年度の郵便手当の 一部改正の整理について

～その1～

3月4日、平成17年度の郵便手当の一部改正について提案があり、以降地方意見、地本書記長会議等での協議を踏まえ中央交渉を展開してきたが、提案内容がほぼJPUの考え方に沿ったものであると判断し、中央交渉の大綱整理を図った。

実施日は平成17年4月1日。短時間、再任用職員についても本務者に準じた取扱いになる。

郵便（区分・配達）能率向上手当

（1）支給要件等

今回の見直しにより新たに「能率」の概念を導入し、手当を認定する事とした。尚、内務の能率の設定は、自局での精緻なデータがあれば活用出来る様にした。

【内務】

1時間あたり基準処理物数（基準能率）及び当日の処理物数（処理能率）の算定にあたり、支給事務の簡素化を図る観点から現行の曜日別配置計画ではなく、郵便局段階でより精緻なデータを把握している場合には、それらの集計データ・指標を用いて基準労働時間数をもとに算出する。

（2）17年度の単価

内務

区分A 郵便点数3001点以上の郵便局及び国際郵便
専門局

16年度 440円 → 17年度 500円

郵便（内・外務）業務精通手当

（１）支給要件等

業務精通手当は内・外務ともに支給方法等について所要の見直しを行う。

①病気休暇等

現行病気休暇等の場合、１ヶ月ごとに日割支給していた。今回の見直しでは、事務の簡素化という視点から１ヶ月に勤務日数が１２日以上あれば月額での支給とした。

②フィードバック期限の明記

これまで当該手当の評価結果のフィードバックの期限は明記していなかったが、期限を３ヶ月以内と明記した。

③評価段階決定表等の明記

今回の見直しにより異動者の評価段階決定表の送付等の扱いを明記するとともに様式の一部を変更し新たに評価者押印欄を創設した。

（２）１７年度の単価

〈内務〉

		１７年度	１６年度
区分	A	8,600円 (9,300円)	7,600円 (8,200円)
	B	5,600円 (6,300円)	4,900円 (5,600円)
	C	2,400円 (3,200円)	2,100円 (2,800円)

（ ）は計画担当者の単価

続きは明日の日刊で掲載します。

平成17年度の郵便手当の

一部改正の整理について

～その2～

昨日からのつづきです。

郵便業務支援手当

(1) 支給要件等

－業務講習時間の短縮－

「業務講習」の取り組みはこれまで20分以上を支給要件としていたが、業務実態に根ざし講習時間の短縮を図り、10分以上とした。

(2) 支給対象項目の追加

－他の業務の応援、計画業務の補助－

これまで支給対象項目には①業務改善施策の企画・実施②業務講習の企画・実施③業務講習の講師④業務情報誌の作成、としていた。今回、支給対象項目の拡大を図り、⑤他の業務の応援、⑥計画事務の補助、を追加（但し常例として行っているものを除く）した。

その他支給事務の簡素化を図る観点から、手当支給申告書の様式を一部変更した。

(3) 平成17年度の単価

〈内務〉

業務改善等への取り組み

取 組	17年度	16年度
業務講習の企画・実施	450円	450円
業務講習の講師	350円	350円
改善施策の企画・実施	450円	450円
業務情報誌の作成	190円	190円
他の業務の応援	190円	—
計画事務の補助	190円	—

日 刊

新東京

NO.3805

2005年
3月3日(木)

日本郵政公社
労働組合
新東京支部
編集委員会

03-5690-2847
内線 4163

退職される組合員の皆さん 長い間ご苦労様でした

退職される組合員の皆さんへ

本日をもって、退職される35名の職場の先輩の皆さん、本当に長い間御苦労様でした。皆さんは昭和30年代に入局されて以来、永年にわたって職場の中心となって、事業人として、組合員として、私達後輩に手本を示してくれました。

皆さんが過ごされてきた郵政の生活は、山あり谷あり波乱に

富んだ日々でした。高度成長からバブル後の経済失墜まで、日本経済の明と暗を経験し、それに伴う事業の変化と組合運動の変化を身をもって体験されました。本当に思い出すと様々なことがありました。

皆さんは長い現役生活を終えられ第二の人生の選択をされませんが、引き続き再任用の道を選ばれ、職場で共に働く皆さんも多数おられます。これからも、

JPU運動への理解とご協力をお願いいたします。郵政職場を離れそれぞれの生活を組み立てられる方もどうか身体を大切にされ健康で過ごして頂きたいと思えます。

皆さんが残された職員としての、組合員としての足跡を大事にしながら、支部もこれからの運動に努力していくつもりです。長い間本当に御苦労様でした。

ありがとうございました。

JPU新東京支部

支部長 秋山 巖

長い間
おつかれ
さまでした

